

## 石綿含有建材の管理

### (1) 吹付け材の劣化等の確認

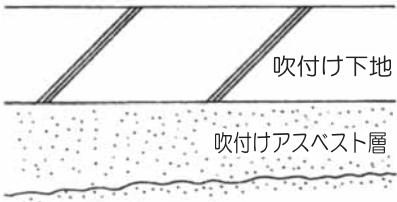
建築基準法及び石綿障害予防規則により、建築物の所有者等は、吹付け石綿等が劣化損傷などにより石綿の飛散のおそれがある場合は、除去等の措置を行う必要があります。次表を参考に吹付け材の状況を定期的に点検してください。

#### ◆建築基準法

建築物の所有者、管理者等は、吹付け石綿等が劣化、損傷などにより、放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがあるときは、衛生上必要な措置を講じる必要があり、措置を講じない場合は、勧告、命令の対象となります。

#### ◆石綿障害予防規則

事業者はその労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿が損傷、劣化等により粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。

劣化現象	モデル図	事例写真
① 層表面の毛羽立ち  吹付けアスベスト層の表層部で結合材の劣化などによってアスベスト繊維が毛羽立っているもの	 ①層表面の毛羽立ち	
② 繊維のくずれ  「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの	 ②繊維のくずれ	
③ たれ下がり  吹付けアスベスト層の一部分が劣化、外力等によって層外へたれ下がっているもの	 ③たれ下がり	